

熊本市の情報公開と個人情報保護

令和元年度（2019 年度）運用状況報告書

熊 本 市

目 次

I 情報公開制度のあらまし

1 情報公開制度の意義	1
2 情報公開制度の概要	1
3 情報公開窓口	3

II 情報公開制度の運用状況

1 開示請求件数及びその処理状況	4
2 実施機関別の処理状況	5
3 不開示理由の適用状況	6
4 審査請求の処理状況	6
5 答申一覧	7

III 個人情報保護制度のあらまし

1 個人情報保護制度の意義	8
2 個人情報保護制度の概要	8

IV 個人情報保護制度の運用状況

1 開示請求件数及びその処理状況	11
2 実施機関別の処理状況	12
3 不開示理由の適用状況	13
4 審査請求の処理状況	13
5 答申一覧	14
6 訂正請求の状況	14
7 利用停止請求の状況	14

V 熊本市情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

1 熊本市情報公開・個人情報保護審議会の概要	15
2 熊本市情報公開・個人情報保護審議会の開催状況	16

〔資 料〕

熊本市情報公開・個人情報保護審議会答申	1
---------------------	---

I 情報公開制度のあらまし

1 情報公開制度の意義

情報公開制度とは、市が保有している文書等を市民の請求に応じて閲覧に供し、又は、写しの交付を行う制度です。

この制度の目指すものは、本市の保有する文書等の開示を請求する権利を市民の権利として定めることにより、市政運営の公開性の向上を図るとともに、本市の諸活動を市民に対して説明する責務が全うされ、地方自治の本旨に即した公正で民主的な市政を実現することです。

2 情報公開制度の概要

(1) 実施機関

情報公開制度を実施する機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会です。

(2) 対象となる文書等

公開請求の対象となる文書等は、次の要件を備えているものです。

ア 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム、磁気テープその他これらに類するもので、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの

イ 現に保有している文書等

ただし、議会の文書等については、平成11年10月1日以降に作成し、又は取得したもの

また、旧富合町関連の文書等については、平成19年4月1日以降に、旧城南町関連の文書等については、平成14年4月1日以降にそれぞれ作成し、又は取得したもの

旧植木町関連の文書等については、平成10年4月1日以降に作成し、又は取得したもの（一部の電磁的記録については、平成14年4月1日以降。また、旧植木町議会の文書等については、平成19年4月1日以降）

(3) 請求権者

何人も、実施機関に対して文書等の開示を請求できます。

(4) 開示請求の方法並びに請求に対する決定及び通知

開示請求の方法並びに請求に対する決定及び通知については、次のとおりです。

ア 文書等の開示の請求をしようとするものは、必要事項を記載した請求書を

情報公開窓口へ提出しなければなりません。

イ 実施機関は、請求書の提出があった日の翌日から起算して14日以内（平成28年4月1日以降の請求にあつては、熊本市の休日を除いた14日以内）に、開示請求に係る文書等を開示又は開示しない決定をし、開示請求者に対して書面で通知します。

ただし、開示請求に係る文書等が著しく大量である場合、第三者情報が含まれ、当該第三者に意見聴取の必要がある場合等、やむを得ない理由により、14日以内に決定をすることができない場合は、請求書の提出があった日の翌日から起算して45日を限度として延長することができます。

この場合、延長する期限及び理由を文書で請求者に通知します。

(5) 不開示情報

開示請求のあった文書等は原則として開示します。ただし、開示することにより、個人又は法人等の正当な利益を害するもの、公共安全、行政の事務事業の適正な遂行等に支障を及ぼすもの等、次に掲げる7項目は開示することはできません。

ア 法令秘情報

法令等の規定により、開示することができない情報

イ 個人に関する情報

個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るもの

ウ 法人等に関する情報

開示することにより、法人等の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるもの

公にしないと約束の下に、任意に提供されたもので、当該約束の締結が合理的であると認められるもの

エ 公共安全等に関する情報

開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防及び捜査その他公共安全及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報

オ 審議、検討等に関する情報

審議、検討又は協議に関する情報であつて、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

カ 事務事業に関する情報

事務事業に関する情報のうち、開示することにより、事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

キ 国等に関する情報

国等との協議等に基づく情報であって、開示することにより国等との協力関係又は信頼関係が著しく損なわれると認められるもの

(6) 存否不回答

開示請求に係る文書等の存否について回答することにより、不開示情報を開示した場合と同様に保護される利益が害されることとなるときは、その存否を明らかにしないで請求を拒否することができます。

(7) 第三者保護

実施機関は、開示請求に係る文書等に本市又は開示請求者以外の第三者に関する情報が記録されている場合は、第三者の正当な権利利益を保護するため、開示等の決定をする際に、当該第三者の意見を聞くことができます。

(8) 費用負担

文書等の閲覧に係る手数料は無料ですが、文書等の写しの作成及び送付に必要な費用は、請求者の負担となります。

(9) 不服申立て

請求者は、開示等の決定に対し不服があるときは、行政不服審査法に基づき審査請求をすることができます。

実施機関は、審査請求があった場合、学識経験者などの第三者で構成する熊本市情報公開・個人情報保護審議会に諮問し、その答申を尊重して裁決を行います。

(10) 情報提供施策の充実

実施機関は、市民生活の向上に資するとともに、市民の市政に対する理解を深めるため、市民が必要とする情報を積極的に提供するよう努めなければなりません。

3 情報公開窓口

情報公開制度を円滑に運営し、市民の利用しやすい制度とするため、情報公開の相談や案内、請求の受付、開示の実施等を一元的に行う総合窓口として、市庁舎13階に「情報公開窓口」を設置しています。

Ⅱ 情報公開制度の運用状況

1 開示請求件数及びその処理状況

平成10年度から令和元年度の開示請求の処理状況は、次のとおりです。

(単位：件)

年度	開示 請求 件数	処理状況									
		開示 決定	部分 開示	請求拒否決定					合計	取下げ	却下
				不開示	存否不 回答	不存在	その他	小計			
10	21	4	16	1	0	5	5	11	31	0	0
11	64	14	45	2	0	4	0	6	65	0	0
12	96	67	18	0	0	17	2	19	104	2	0
13	486	231	86	0	0	246	0	246	563	8	2
14	346	185	75	0	0	172	2	174	434	3	1
15	572	225	150	15	1	214	4	234	609	5	0
16	489	234	112	11	8	142	0	161	507	11	0
17	536	189	132	12	0	146	6	164	485	68	2
18	344	120	105	17	0	122	2	141	366	15	4
19	504	314	80	8	0	177	2	187	581	6	0
20	416	262	93	8	0	63	4	75	430	13	1
21	517	364	102	14	1	70	1	86	552	9	14
22	633	445	147	18	0	96	12	126	718	15	2
23	787	629	114	16	0	72	0	88	831	6	0
24	868	519	227	9	0	152	0	161	907	9	0
25	974	681	237	18	0	105	1	124	1,042	6	0
26	1,219	822	345	15	1	78	6	100	1,267	13	0
27	1,301	800	459	16	2	61	2	81	1,340	13	0
28	1,043	597	391	9	0	70	1	80	1,068	15	0
29	1,494	739	668	13	2	123	1	139	1,546	16	24
30	1,282	751	518	22	3	56	0	81	1,350	18	3
1	1,455	807	645	18	6	63	1	88	1,540	19	0

[備考]

- (1) 1件の開示請求に対し、複数の決定が為される場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。
- (2) 部分開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分について開示の決定をしたものをいう。
- (3) 存否不回答とは、条例第9条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。
- (4) その他とは、条例が適用されない文書等に対する請求等その他の理由により、請求拒否の決定をしたものをいう。
- (5) 却下とは、文書等開示請求書の記載内容に不備があったため補正を依頼したが補正に応じなかったもの、又は開示請求権がない者からの請求について、却下したもの等をいう。

2 実施機関別の処理状況

令和元年度の実施機関別の処理状況は次のとおりです。令和元年度における実施機関別請求件数は、市長事務部局が1, 198件で最も多く、うち都市建設局が867件、次いで健康福祉局が127件となっています。

令和元年度の実施機関別の開示請求件数及び処理状況

(単位：件)

実施機関		開示 請求 件数	処 理 状 況									合計	取下 げ	却 下
			開示 決定	部分開 示決定	請求拒否決定									
					不開示	存否不 回答	不存在	その他	小計					
市長	政 策 局	12	9	5	1	0	0	0	1	15	0	0		
	総 務 局	19	12	7	1	0	2	0	3	22	0	0		
	財 政 局	9	5	2	3	0	1	0	4	11	1	0		
	市 民 局	20	4	15	1	0	0	0	1	20	0	0		
	健康福祉局	127	97	23	1	1	2	0	4	124	3	0		
	環 境 局	23	11	6	2	0	5	0	7	24	0	0		
	経済観光局	52	35	16	2	3	5	0	10	61	0	0		
	農 水 局	23	16	8	1	0	0	0	1	25	0	0		
	都市建設局	867	411	482	3	0	15	1	19	912	8	0		
	都 市 政 策 研 究 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	中央区役所	9	2	8	0	0	3	0	3	13	1	0		
	東 区 役 所	6	0	6	0	0	3	0	3	9	0	0		
	西 区 役 所	7	0	6	0	0	2	0	2	8	0	0		
	南 区 役 所	12	0	12	0	0	4	0	4	16	0	0		
	北 区 役 所	11	1	11	0	0	4	0	4	16	0	0		
	会 計 総 室	1	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0		
	小 計	1,198	603	608	15	4	46	1	66	1,277	13	0		
教 育 委 員 会		65	52	8	1	0	7	0	8	68	3	0		
選挙管理委員会		3	0	3	0	0	1	0	1	4	0	0		
人 事 委 員 会		3	0	3	0	0	0	0	0	3	0	0		
監 査 委 員		2	1	1	0	0	0	0	0	2	0	0		
農 業 委 員 会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
固定資産評価 審 査 委 員 会		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
管公 営企 業	交 通 局	4	3	0	0	0	1	0	1	4	0	0		
	上下水道局	145	139	4	1	2	0	0	3	146	0	0		
	病 院 局	5	5	0	0	0	0	0	0	5	0	0		
消防長	消 防 局	25	3	15	1	0	6	0	7	25	3	0		
議 会		5	1	3	0	0	2	0	2	6	0	0		
合 計		1,455	807	645	18	6	63	1	88	1,540	19	0		

3 不開示理由の適用状況

熊本市情報公開条例第7条各号のいずれかに該当し、不開示（部分開示を含む。）となった事例の理由別内訳は、次のとおりです。

<不開示理由別内訳>

不開示理由（条例第7条）	元年度
	件数（件）
第1号 法令秘情報	3
第2号 個人に関する情報	560
第3号 法人等に関する情報	264
第4号 公共の安全等に関する情報	8
第5号 審議、検討等に関する情報	8
第6号 事務事業に関する情報	23
第7号 国等に関する情報	4
その他（条例の適用除外など）	1
合 計	871

4 審査請求の処理状況

審査請求の処理状況は、次のとおりです。

（単位：件）

年度	審査請求件数	処理状況				
		諮問	答申	審 議 中	裁 決	取下げ
平成29年度	1	1	1	0	1	0
平成30年度	5	4	3	0	1	0
令和元年度	2	1	0	0	0	0

〔備考〕

この表は、各年度においてなされた審査請求の件数及び当該審査請求の処理状況（令和2年4月1日現在）を示したものである。

なお、審査請求件数と処理状況の件数が一致しないのは、審査請求の審議を併合して行ったり、1件の審査請求が複数の事案に対する審査請求の場合、それぞれについて決定したため。

5 答申一覧

令和元年度の答申は、次のとおりです。

答申番号	答申日	件名	実施機関 (所管課)
令和元年度 答申第1号	R1.6.14	熊本市公共交通協議会公募委員選考面接において、面接を受けた開示請求者以外の応募者に対してどのような質問がなされたのかが分かる資料及び応募者の小論文の評価と面接の評価が別々に分かる資料の文書等開示請求拒否決定（不存在）	熊本市長 (都市建設局都市 政策部交通政策課)
令和元年度 答申第2号	R1.7.5	特定の指定居宅サービス事業所へ実地指導に入った年月日及び時間の分かる文書、当該実地指導の内容や項目が分かる文書、特定の指定居宅サービス事業所が本市に提出した改善報告書及び本市が特定の指定居宅サービス事業所に対し行った処分や措置の内容が分かる文書の文書等開示請求拒否決定（存否不回答）	熊本市長 (健康福祉局福祉部 介護保険課)
令和元年度 答申第6号	R2.3.6	特定の社会福祉法人に係る平成25年度(2013年度)から平成29年度(2017年度)までの保育所指導監査資料の文書等開示(一部請求拒否)決定	熊本市長 (健康福祉局 指導監査課)
令和元年度 答申第7号	R2.3.6	特定の社会福祉法人に係る平成28年度(2016年度)及び平成29年度(2017年度)の社会福祉法人指導監査資料及び指導監査結果の文書等開示(一部請求拒否)決定	熊本市長 (健康福祉局 指導監査課)

Ⅲ 個人情報保護制度のあらまし

1 個人情報保護制度の意義

熊本市では、昭和61年1月に「熊本市電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例」を制定し、電子計算組織により処理される個人情報の保護を図ってきました。しかし、市民のプライバシーに関する認識の高まりや高度情報化社会の急速な進展に伴い、「手作業処理される個人情報」や「民間業者が保有する個人情報」についても、保護措置を講ずることが求められるようになってきました。このため、平成11年11月に熊本市個人情報保護制度検討委員会が設置され、平成12年11月の答申を経て、平成13年9月21日に「熊本市個人情報保護条例」を公布、平成14年4月1日から施行されました。

この制度は、熊本市や熊本市の民間事業者等における個人情報の取扱いによって侵害されるおそれがある個人の権利利益を、広く保護することを目的とするものであり、本市が個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めるとともに、個人情報の本人に開示、訂正などを求める権利を保障しているものです。

2 個人情報保護制度の概要

(1) 実施機関

個人情報保護制度を実施する機関は、市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長及び議会です。

(2) 個人情報を適正に取り扱うルール

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（（平成25年法律第27号）以下「番号法」といいます。）の施行に伴い、個人番号を含む特定個人情報に係る取り扱いを保護するため、平成27年10月に熊本市個人情報保護条例を改正しました。

ア 収集の制限

- (ア) 個人情報を取り扱う事務の目的を明確にし、必要な範囲内で収集する。
- (イ) 適法かつ公正な手段で収集する。
- (ウ) 原則として本人から収集する。
- (エ) 思想、信条等に関する個人情報は、原則として収集しない。

イ 利用及び提供の制限

- (ア) 目的外利用の制限
- (イ) 外部提供の制限

ウ 特定個人情報の利用の制限

- (ア) 特定個人情報を取り扱う事務の範囲を超えた利用の制限
- (イ) 番号法に規定されたもの以外への提供の制限

エ 電子計算機結合による提供の制限

- (ア) 通信回線の結合による提供の制限（相手方が随時入手できる状態にするものに限定して制限）

オ 適正管理

- (イ) 正確、最新の状態を確保
(ロ) 漏えい、滅失、改ざん等の防止と責任体制の明確化
(ハ) 不必要なものの廃棄、消去

(3) 開示や訂正などを求める権利

ア 開示請求

自己情報の開示請求権の保障

イ 訂正請求

自己情報の訂正請求権の保障

ウ 是正の申出

個人情報の取扱い（収集、利用及び提供）の違反に対する利用停止請求権の保障

※ 利用停止請求（平成16年4月1日から条例改正・施行）

個人情報の取扱い（収集、利用及び提供）の違反に対する利用停止請求権の保障

エ 苦情の処理

実施機関の個人情報の取扱いに関する苦情の処理

オ 苦情相談の処理

事業者の個人情報の取扱いに関する苦情相談の処理

(4) 請求の方法並びに請求に対する決定及び通知

請求の方法並びに請求に対する決定及び通知については、次のとおりです。

ア 自己に関する個人情報の開示、訂正等の請求をしようとする者は、必要事項を記載した請求書を情報公開窓口へ提出しなければなりません。

個人番号を含む特定個人情報の開示請求については、本人のほか、法定代理人及び任意代理人による請求ができます。

イ 実施機関は、請求書の提出があった日の翌日から起算して、開示請求は14日以内（平成28年1月1日以降の請求にあつては、熊本市の休日を除いた14日以内）に、訂正請求及び利用停止請求は30日以内に諾否の決定をし、開示請求者に対して書面で通知します。

ただし、やむを得ない理由により、14日以内（訂正請求及び利用停止請求は30日以内）に決定をすることができない場合は、請求書の提出があった日の翌日から起算して45日（訂正請求及び利用停止請求は60日）を限度として延長することができます。

この場合、延長する期限及び理由を文書で請求者に通知します。

(5) 罰則

国において職員や受託事務従事者等に対して罰則規定を設けられたことに伴い、本市においても次のような罰則規定を設け、平成16年4月1日から施行しています。

ア 職員若しくは委託を受けた者又は指定管理者の行う事務に従事している者（職員・受託者・指定管理者であった者も含む。）が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された、行政文書に記録された個人情報を含む情報の集合物であって一定の事務の目的を達成するために特定の行政文書に記録された個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を外部提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

イ 職員若しくは委託を受けた者又は指定管理者の行う事務に従事している者（職員・受託者・指定管理者であった者も含む）が、個人情報をその業務に関して知り得た行政文書に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で外部提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

ウ 職員が職権を濫用して専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に係る個人情報を収集した場合は1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

エ 不正な手段により個人情報の開示請求をした場合5万円以下の過料

(6) 費用負担

文書等の閲覧に係る手数料は無料ですが、文書等の写しの作成及び送付に必要な費用は、請求者の負担となります。

(7) 不服申立て

請求者は、開示等の決定に対し不服があるときは、行政不服審査法に基づき審査請求をすることができます。

実施機関は、審査請求があった場合、学識経験者などの第三者で構成する熊本市情報公開・個人情報保護審議会に諮問し、その答申を尊重して裁決を行います。

Ⅳ 個人情報保護制度の運用状況

1 開示請求件数及びその処理状況

平成14年度から令和元年度の開示請求の処理状況は、次のとおりです。

(単位：件)

	開 示 請 求 件 数	処 理 状 況						
		開 示 決 定	一 部 開 示 決 定	不開示	不存在	存 否 不 回 答	取下 げ	却下
14年度	17	4	0	1	12	0	1	0
15年度	51	20	10	0	18	0	3	0
16年度	52	28	10	0	17	0	0	0
17年度	94	40	14	2	33	0	4	2
18年度	66	34	10	1	21	0	0	1
19年度	79	45	9	0	27	0	0	0
20年度	86	44	29	0	13	0	0	0
21年度	75	35	19	1	22	0	1	0
22年度	105	48	38	1	24	0	0	0
23年度	80	37	32	0	13	0	0	0
24年度	63	33	21	2	11	0	0	0
25年度	93	38	36	5	27	0	0	0
26年度	94	52	30	3	14	1	2	0
27年度	100	57	31	2	25	0	0	0
28年度	85	45	24	3	22	0	0	0
29年度	107	64	38	4	23	1	0	0
30年度	133	70	48	1	28	0	5	0
1年度	101	52	45	4	18	0	1	0

〔備考〕

- 1 1件の開示請求に対し、複数の決定が為される場合があるため、開示請求件数と処理件数とは、必ずしも一致しない。
- 2 一部開示決定とは、開示請求に係る文書等の一部について請求拒否の決定をし、その他の部分について開示の決定をしたものをいう。
- 3 存否不回答とは、条例第17条の規定により請求拒否の決定をしたものをいう。

2 実施機関別の処理状況

令和元年度の実施機関別の処理状況は次のとおりです。令和元年度における実施機関別請求件数は、市長事務部局が76件で最も多く、うち市民局が27件、次いで健康福祉局が24件となっています。

令和元年度の実施機関別の開示請求件数及び処理状況

(単位：件)

実施機関		開 示 求 件 数	処 理 状 況							
			開 示 決 定	一 部 開 示 決 定	不 開 示	不 存 在	存 否 不 回 答	合 計	取 下 げ	却 下
市 長	政 策 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	総 務 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	財 政 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	市 民 局	27	17	10	3	9	0	39	0	0
	健 康 福 祉 局	24	14	8	0	4	0	26	1	0
	環 境 局	4	3	2	0	0	0	5	0	0
	経 済 観 光 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農 水 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	都 市 建 設 局	10	4	4	1	2	0	11	0	0
	都 市 政 策 研 究 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中 央 区 役 所	3	2	1	0	0	0	3	0	0
	東 区 役 所	3	2	1	0	0	0	3	0	0
	西 区 役 所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	南 区 役 所	3	1	2	0	0	0	3	0	0
	北 区 役 所	2	2	0	0	0	0	2	0	0
	会 計 総 室	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小 計	76	45	28	4	15	0	92	1	0
教 育 委 員 会		8	4	5	0	1	0	10	0	0
選 挙 管 理 委 員 会		0	0	0	0	0	0	0	0	0
人 事 委 員 会		0	0	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員		0	0	0	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会		0	0	0	0	0	0	0	0	0
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会		0	0	0	0	0	0	0	0	0
公 営 企 業 管 理 者	交 通 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	上 下 水 道 局	1	0	1	0	0	0	1	0	0
	病 院 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0
消 防 長	消 防 局	16	3	11	0	2	0	16	0	0
議 会		0	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計		101	52	45	4	18	0	119	1	0

3 不開示理由の適用状況

熊本市個人情報保護条例第15条各号のいずれかに該当し、不開示（部分開示を含む。）となった事例の理由別内訳は、次のとおりです。

＜不開示理由別内訳＞

不開示理由（条例第15条）	元年度
	件数（件）
第1号 法令秘情報	0
第2号 評価・診断情報	8
第3号 行政運営情報	3
第4号 公共の安全及び秩序の維持情報	1
第5号 国等協力関係情報	0
第6号 開示請求者以外の個人又は法人等に関する情報	4 1
第7号 未成年者情報	1
合 計	5 4

4 審査請求の処理状況

審査請求の処理状況は、次のとおりです。

（単位：件）

年度	審査請求件数	処理状況				
		諮問	答申	審 議 中	裁 決	取 下 げ
平成29年度	2	2	2	0	2	0
平成30年度	0	0	0	0	0	0
令和元年度	0	0	0	0	0	0

〔備考〕

この表は、各年度においてなされた審査請求の件数及び当該審査請求の処理状況（令和2年4月1日現在）を示したものである。

5 答申一覧

令和元年度の答申は、次のとおりです。

答申番号	答申日	件名	実施機関 (所管課)
令和元年度 答申第3号	R1.9.13	熊本市立高等学校への防犯カメラの設置に伴う、個人情報の本人以外からの収集について	熊本市教育委員会 (教育委員会事務局 学校教育部 健康教育課)
令和元年度 答申第4号	R1.9.13	熊本市電の停留場への運行管理カメラの設置に伴う、個人情報の本人以外からの収集について	熊本市 交通事業管理者 (交通局運行管理課)
令和元年度 答申第5号	R2.3.6	熊本市交通局上熊本車庫等への防犯カメラの設置に伴う、個人情報の本人以外からの収集について	熊本市 交通事業管理者 (交通局運行管理課 、総務課)

6 訂正請求の状況

令和元年度における自己に関する個人情報の訂正請求は、ありません。

7 利用停止請求の状況

令和元年度における個人情報の取扱いの違反に対する利用停止請求は、次のとおりです。

(単位：件)

利用停止請求件数			処理状況		
			利用停止	一部利用停止	利用不停止
1年度	利用停止請求	3	0	0	3

V 熊本市情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

1 熊本市情報公開・個人情報保護審議会の概要

開示請求等に対する不開示等の処分に対して不服がある場合は、行政不服審査法に基づく審査請求を行うことができます。

そこで、審査請求が行われたとき、実施機関は、審査請求を認容する場合等を除き、第三者機関である熊本市情報公開・個人情報保護審議会に諮問を行い、その答申を尊重し当該審査請求に係る裁決を行わなければなりません。この審議会は、次の5人の有識者によって構成されます。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会委員名簿

(任期：平成31年4月27日～令和3年4月26日)

役 職	氏 名	職 名 等
会 長	澤田 道夫	熊本県立大学総合管理学部教授
会長職務代理者	魚住 弘久	熊本大学大学院人文社会科学研究部（法学系）教授
委 員	岩橋 浩文	熊本学園大学経済学部准教授
委 員	河津 典和	弁護士
委 員	北野 誠	弁護士

(令和2年4月1日現在)

2 熊本市情報公開・個人情報保護審議会 の開催状況

令和元年度の情報公開・個人情報保護審議会への諮問は合計 7 件で、うち、情報公開制度に基づく諮問が 4 件、個人情報保護制度に基づく諮問が 3 件（特定個人情報に関する 0 件を含む）でした。

令和元年度の情報公開・個人情報保護審議会の開催は、合計 11 回で、開催状況は、次のとおりです。

年 月 日	主 な 審 議 事 項
平成 31 年 4 月 11 日	平成 29 年度諮問第 3 号及び平成 30 年度諮問第 3 号の審議
令和 元 年 6 月 14 日	平成 29 年度諮問第 3 号及び平成 30 年度諮問第 3 号の審議
令和 元 年 7 月 5 日	平成 29 年度諮問第 3 号並びに令和元年度諮問第 1 号及び第 2 号の審議
令和 元 年 8 月 2 日	令和元年度諮問第 3 号及び第 4 号の審議
令和 元 年 9 月 13 日	令和元年度諮問第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 4 号の審議
令和 元 年 10 月 4 日	令和元年度諮問第 1 号及び第 2 号の審議
令和 元 年 11 月 1 日	令和元年度諮問第 1 号、第 2 号及び第 5 号の審議
令和 元 年 12 月 13 日	令和元年度報告第 1 号並びに令和元年度諮問第 1 号、第 2 号及び第 5 号の審議
令和 2 年 1 月 10 日	令和元年度諮問第 1 号、第 2 号及び第 5 号の審議
令和 2 年 2 月 7 日	令和元年度諮問第 1 号、第 2 号及び第 7 号の審議
令和 2 年 3 月 6 日	令和元年度諮問第 1 号、第 2 号及び第 7 号の審議

〔資 料〕

情 個 審 答 申 第 1 号
令和元年（2019年）6月14日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

平成30年（2018年）12月25日付け、都政発第519号により諮問を受けました
下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

熊本市公共交通協議会公募委員選考面接において、面接を受けた開示請求者以外の応募者に対してどのような質問がなされたのかが分かる資料及び応募者の小論文の評価と面接の評価が別々に分かる資料の文書等開示請求拒否決定（不存在）に対する審査請求について

別 紙

諮問第 3 号

答 申

第 1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示請求拒否決定（不存在）は、妥当である。

第 2 審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人が熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、熊本市公共交通協議会公募委員選考面接において、面接を受けた開示請求者以外の応募者に対してどのような質問がなされたのかが分かる資料及び応募者の小論文の評価と面接の評価が別々に分かる資料の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をしたことに対し、実施機関が文書等開示請求拒否決定（不存在）（以下「本件処分」という。）を行ったことについて、本件処分の取消しを求めたものである。

第 3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人が、平成 30 年（2018 年）8 月 10 日付け文書等開示請求拒否決定に対する審査請求書及び同年 10 月 10 日付け反論書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 平成 30 年（2018 年）8 月 10 日付け審査請求書で主張した内容について

ア 熊本市公共交通協議会公募委員選考面接において、選考委員 3 名が、理解度、訴え度、熱意の各項目を質問することによって応募者 5 名の回答について評価配点するには、高度の熟練が必要であり、選考委員 3 名の連携により質問項目が事前に整備されていなければ、公平公正な評価は不可能である。

審査請求人は、選考委員 3 名に「証拠実証資料図式等」を直前に配布し、1 頁毎にパネルを提示して 10 分程度にまとめ、選考委員 3 名が必要以上に質問をしなくても、理解度、訴え度、熱意等が一目瞭然と分かるパネルを使用して面接に対応した。目と耳による 15 分程度の面接では、理解度、訴え度、熱意等の伝達は不可能であるにもかかわらず、どのような質問をしたかが分かる資料が存在しないというのは全く理解し難く、正當に公正公平な評価がされたとはとても言えない。

杜撰な公募委員選考が行われているとは思えないので、必ず資料は存在するはずである。存在しないのであれば、選考委員の面接による選考が、公平公正な選考ではない実証となる。利害関係のない、公平公正な、第三者選考委員による選考が必要ではないのか。

イ 熊本市の他の公募委員選考においては、小論文と面接の両方の評価配点の合算による選考が確立されているにもかかわらず、今回の公募委員選考では、それらが記載された資料が存在しないことから、公平公正の選考が行われたとはとても思えず、杜撰で応募者の人権を無視している。誰に何を質問し、何をもち、理解度、訴え度、熱意を評価基準とするのかの資料が存在しないのでは、選考委員の直感、独断、偏見のみによる不明確な選考であったと言わざるを得ない。

このような公募委員選考は、大西市長の「市政執行理念」とは、程遠いものであり、必ず、小論文の評価配点と面接の評価配点が存在するはずである。もし、そのような資料が存在しないのであれば、第三者選考委員により選考をやり直すことが、熊本市の憲法である熊本市自治基本条例の理念に叶った選考制度と言える。

(2) 平成30年(2018年)10月10日付け反論書で主張した内容について

ア 実施機関の弁明書では、貴重な書面を裂いてまで経緯報告をただらと記述し、審査請求の内容に対する焦点をぼかす戦術と見受けられる。

イ 応募者全員の共通の標題である「熊本市の公共交通を利用しやすくするための提案」に対する共通の質疑は、必ず存在するはずである。

ウ 実施機関は、弁明書において本件処分とした理由(後述第3の2の(3))について屁理屈を記述している。選考基準・審査項目をつぶさに見れば、面接での評価配点が大きなウエイトを占めているはずであるから、応募原稿評価配点と面接評価配点は、両方存在し、各々の合算が総合評価であり、各々存在するはずである。

エ 実施機関の弁明書において、小論文の評価配点と面接の評価配点を別々でなく、各選考委員の独断と偏見による合算作業が正当であるかの記述文章をただらと並べ立て、審査請求書の添付資料等に対しては弁明書に何の記述もない。小論文の評価配点表と面接の評価配点表を速やかに開示すべきであり、それらが存在しないのであれば、実施機関は杜撰な公募委員選考を行った証拠となるので、第三者の立ち会いの下、再度、公募委員選考試験をやり直すべきである。

2 実施機関の主張

実施機関が、平成30年(2018年)9月12日付け弁明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 公募委員の選考に関しては、熊本市公共交通協議会の公募委員の選考に関する要綱(以下「要綱」という。)に基づき実施しており、小論文及び面接の選考基準については、要綱別紙の熊本市公共交通協議会公募委員選考基準にある理解度、訴え度、熱意の着眼点について、小論文の内容と面接の内容を併せて総合的に判断したものである。

(2) 応募者5名の面接は、平成30年(2018年)4月19日及び同月20日の2日に分けて実施しており、その質問内容については、小論文の内容についての質疑や意見についてより詳細に確認することなどを予定しており、応募者によって異なる

ものである。この他、本市の公共交通に関する取組についての意見等も伺っている状況であり、応募者に対して選考委員各自が各応募者につき2、3の質疑をしており、必ずしもそれを事前に書面化する必要はなく、実際そのような書面は存在しない。また、応募者5名全員の面接終了後、直ちに選考委員各自が総合的に判断し採点していることから、録音等の必要性はなく将来に亘ってもそのような書面は存在しない。

(3) 熊本市公共交通協議会において、公募委員には、本市における利便性の高い公共交通の実現に向け、市全体の公共交通に関し、必要な諸課題や施策について議論する中で、熊本市公共交通協議会公募委員選考基準の審査項目にあるように、一般市民、特に生活者としての立場の意見等、公共交通利用者の視点に立ったご意見を頂くことにしている。このことから小論文については「熊本市の公共交通を利用しやすくするための提案」をテーマに応募者それぞれが熊本市の現状を踏まえつつ、独自に考えて提案している。その提案内容に対して審査項目に沿って審査することとしており、選考委員が応募者の小論文を面接の前に確認し、面接において小論文の内容について質疑を行い、意見についてより詳細に確認することから、公募委員の選考に当たって小論文と面接を切り離して評価することは難しく、総合的に評価する方が適切に評価し得ると考えているものであり、小論文の評価と面接の評価が別々に分かる資料は存在しない。

(4) 以上のとおり、本件処分は適正に行われたものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等について

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、熊本市公共交通協議会公募委員選考面接において、面接を受けた開示請求者以外の応募者に対してどのような質問がなされたのかが分かる資料及び応募者の小論文の評価と面接の評価が別々に分かる資料（以下「本件文書」という。）である。

2 判断に当たった基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った本件処分の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件文書の存否について

本件においては、小論文の内容について面接を行い、また、小論文及び面接の内容を総合的に評価するとの選考方法が採られており、本件文書が存在しないとする実施機

関の主張には、不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情もない。
よって、本件文書が存在しているとは認められない。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	河津	典和
委	員	北野	誠

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成30年（2018年） 12月25日	熊本市長から諮問を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
平成31年（2019年） 3月13日	諮問の審議を行った。
平成31年（2019年） 4月11日	答申案の審議を行った。
令和元年（2019年） 6月14日	答申案の審議を行った。

情 個 審 答 申 第 2 号
令和元年（2019年）7月5日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

平成30年（2018年）3月30日付け、健政発第000952号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

特定の指定居宅サービス事業所へ実地指導に入った年月日及び時間の分かる文書、当該実地指導の内容や項目が分かる文書、特定の指定居宅サービス事業所が本市に提出した改善報告書及び本市が特定の指定居宅サービス事業所に対し行った処分や措置の内容が分かる文書の文書等開示請求拒否決定（存否不回答）に対する審査請求について

別 紙

諮問第 3 号

答 申

第 1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等の存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、その決定を取り消し、実施機関において改めて開示、不開示等の決定をすべきである。

第 2 審査請求の経緯

- 1 平成 29 年（2017 年）12 月 6 日、審査請求人が熊本市情報公開条例（平成 10 年条例第 33 号。以下「条例」という。）に基づき、特定の指定居宅サービス事業所（以下「特定事業所」という。）へ実地指導に入った年月日及び時間の分かる文書、当該実地指導の内容や項目が分かる文書、特定事業所が本市に提出した改善報告書及び本市が特定事業所に対し行った処分や措置の内容が分かる文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をしたことに対し、同月 22 日、実施機関は、文書等開示請求拒否決定（存否不回答）（以下「本件処分」という。）を行った。
- 2 平成 30 年（2018 年）1 月 9 日、審査請求人は、本件処分の取消しを求めて、審査請求書を実施機関に提出した。

第 3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人が、審査請求書及び反論書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 平成 30 年（2018 年）1 月 9 日付け審査請求書において主張した内容について

ア 審査請求人の母は、特定事業所の違法な介護体制により犠牲となった。その後の裁判において、裁判所は、法令違反、運営違反、搬送義務違反と介護記録、外来診療依頼書、看護記録、診療情報提供書等全ての書類の改ざん隠蔽を図り、極めて重大な違法の事実があったと指摘している。

イ 審査請求人は、実施機関に対し、特定事業所において悲惨な事故が二度と繰り返されないよう、特定事業所における実地指導及びそれに基づき作成された資料の開示を懇願してきた。実施機関が、裁判所の判決を重視し、詳細に事実を調査すれば、当然厳しい処分がなされるはずであった。

ウ 実施機関は、特定事業所による介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）を逸脱した

犯罪行為を見逃し、当然課せられるべき処分をせずに運営させている。これら全ての不信感を払拭するため、本件処分を取り消し、全ての書類を開示すべきである。

(2) 平成30年(2018年)2月26日付け反論書において主張した内容について

ア 実施機関は、本件開示請求に対し、特定事業所が裁判所から介護施設として不適切かつ不十分な対応があったと指摘されているにもかかわらず、なぜ特定事業所の利益を重要視する決定をしたのか、その理由を明らかにする必要がある。

イ 審査請求人は、実施機関に対し、特定事業所への実地指導をするよう強く要望し続けたところ、実施機関からどのような調査が必要なのかと尋ねられたため、6つの項目について調査してほしいと回答した。実施機関の弁明書の内容によれば、実施機関が特定事業所において実地指導を行ったのは明らかであり、審査請求人には、実際に調査がなされたのかどうかについて知る権利がある。

2 実施機関の主張

実施機関が、弁明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

- (1) 処分庁は、サービスの質の確保及び保険給付の適正化を図ることを目的に、介護保険サービス事業所に対して、介護保険法第23条の規定に基づき、処分庁が必要であると認めるときに実地指導を行うことや、その結果により行政指導を行う権限を有している。
- (2) 本件開示請求は、特定事業所に対して、処分庁が実地指導を実施し、行政指導を行ったことを前提としているため、本件開示請求に係る文書が存在しているか否かを回答することは、特定事業所が処分庁から行政指導を受けたか否かという情報を開示することになる。
- (3) 特定事業所が実地指導の対象とされているか否かを明らかにすること自体が、処分庁の実地指導の方針、対象等を明らかにすることとなり、適正な実地指導に支障を及ぼすこととなるため、条例第7条第6号に該当する。
- (4) 特定事業所に対して行政指導が行われたか否かを明らかにすることは、不適切な運営があったのではないかとの過度の誤解を特定事業所の利用者等に生じさせるなど、特定事業所を運営する法人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号アに該当する。
- (5) 以上の理由から、本件開示請求に係る文書の存否について回答することにより、条例第7条第3号ア及び第6号の不開示情報を開示することとなるため、条例第9条の規定により、その存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否する。

第4 審議会の判断

1 審査請求人が開示を求めている文書等について

審査請求人が実施機関に対し開示を求めている文書等は、特定事業所へ実地指導に入った年月日及び時間の分かる文書、当該実地指導の内容及び項目が分かる文書、特定

事業所が本市に提出した改善報告書並びに本市が特定事業所に対し行った処分や措置の内容が分かる文書（以下「本件文書」という。）である。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件文書について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った本件処分の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 条例第9条該当性について

条例第9条は、「実施機関は、当該開示請求に係る文書等の存否について回答することにより、第7条の規定により保護される利益が不開示情報を開示した場合と同様に害されることとなるときは、その存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。通常、開示請求を拒否するときは、開示請求に係る文書等の存否を明らかにした上で拒否することが原則であるが、文書等の存否を回答するだけで、不開示情報の保護すべき利益が害されることとなる場合は、文書等の存否を明らかにしないで開示請求を拒否することができる旨を定めたものである。

本件文書は、特定事業所の実地指導に関連した文書であり、実施機関は、「特定の事業所が実地指導の対象とされている」ことを明らかにすること自体が条例第7条第3号ア及び第6号の不開示情報に該当するため、条例第9条を適用し、存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否したものである。

そこで、本件文書について、以下のとおり条例第7条第3号ア該当性及び条例第7条第6号該当性を検討する。

(1) 条例第7条第3号ア該当性

条例第7条は、文書等の開示請求に対して、原則開示の基本的枠組みを定めた条例第6条の例外として、開示されないことの利益を保護するため、実施機関に対して開示してはならない義務を定めている。そして、条例第7条第3号アは、法人等及び事業を営む個人（以下「事業者」という。）の事業上の利益及び非公開特約を保護するため、事業者に関する情報のうち、開示することにより、事業者の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある情報を不開示情報にすることを定めたものである。

実施機関は、特定事業所に対して行政指導が行われたか否かを明らかにすることは、不適切な運営があったのではないかととの過度の誤解を特定事業所の利用者等に生じさせるなど、特定事業所を運営する法人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第7条第3号アに該当すると主張する。

介護保険法第23条の規定に基づく実地指導（以下単に「実地指導」という。）につ

いては、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図るため、実施機関が定期又は不定期に全ての事業所に立ち入り、運営や利用者サービスに関する基準、報酬請求の適切な実施等がなされているかを確認するよう求められているものである。

すなわち、実地指導は、介護保険法第76条等の規定に基づく監査とは異なり、サービスの内容や介護報酬の請求について不正又は著しい不当が疑われるような場合等において事実関係を的確に把握するために実施するものではなく、どの指定居宅サービス事業所に対しても、通常の施設運営に関する確認及び指導の観点から行われるものであるといえる。

そうすると、特定事業所に対して実地指導が行われたか否かを明らかにすることは、特定事業所に不適切な運営があった等の過度の誤解を特定事業所の利用者等に生じさせるとまではいえないことから、特定事業所を運営する法人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれはないというべきである。

よって、本件文書は、条例第7条第3号アに該当しない。

(2) 条例第7条第6号該当性

条例第7条第6号は、実施機関の事務事業の適正な遂行を確保するため、事務事業に関する情報のうち、開示することにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報を不開示情報にすることを定めたものである。

本件文書は、実施機関が特定事業所に対し行った実地指導に関する情報が記載されたものであり、実施機関の事務事業の一種である「調査」に関する情報であるといえる。そこで、本件文書は、「開示することにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」であるかどうかについて検討する。

「開示することにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」とは、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の目的が損なわれる情報、特定のものに不当な利益若しくは不利益が生じる情報、関係当事者間の協力関係又は信頼関係が損なわれる情報及び当該事務事業の公正かつ円滑な執行に支障がある情報などで、開示することによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものをいう。

実施機関は、特定事業所が実地指導の対象とされているか否かを明らかにすること自体が、処分庁の実地指導の方針、対象等を明らかにすることとなり、適正な実地指導に支障を及ぼすこととなるため、本件文書が条例第7条第6号に該当すると主張している。これは、本件文書を開示することにより特定事業所が次回以降の実地指導の時期を推測し、当該時期に十分な準備をして実地指導に臨むことができることから、実施機関が特定事業所の本来の実態を確認できず、適切な指導を行うことに支障があることを主張しているものと考えられる。

しかし、厚生労働省の通知（「介護保険施設等に対する実地指導の一層の推進について」（同省老健局総務課介護保険指導室平成28年3月30日事務連絡））によれば、実地指導は、「事業所の指定更新期間内に少なくとも1回は実施することが望ましい」とされているにとどまり、実地指導を実施する時期は、実施機関が諸事情を考慮して

決定するものである。したがって、本件文書を開示することにより特定事業所が次の
実地指導の具体的な時期を特定し、実地指導に先立ち十分な準備をすることができる
とは言い切れない。また、そもそも不正又は著しい不当が疑われるときに行われる介
護保険法第76条等の規定に基づく監査とは異なり、実地指導は通常の施設運営に
関する確認及び指導の観点から行うものであるから、特定事業所が実地指導のため
に準備をすることは不当とはいえず、実施機関の事務事業に支障をきたすことはな
いというべきである。

よって、本件文書は、条例第7条第6号に該当しない。

- (3) 以上のことから、本件文書の存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否した本
件処分は、妥当ではない。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田 道夫
会長職務代理者		魚住 弘久
委	員	岩橋 浩文
委	員	河津 典和
委	員	北野 誠

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
平成30年（2018年） 3月30日	熊本市長から諮問を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。 熊本市長から反論書の写しを受理した。
平成30年（2018年） 11月14日	諮問の審議を行った。
平成30年（2018年） 12月12日	諮問の審議を行った。
平成31年（2019年） 2月13日	諮問の審議を行った。
平成31年（2019年） 3月13日	諮問の審議を行った。
平成31年（2019年） 4月11日	答申書の審議を行った。
令和元年（2019年） 6月14日	答申書の審議を行った。
令和元年（2019年） 7月5日	答申書の審議を行った。

情 個 審 答 申 第 3 号
令和元年（2019年）9月13日

熊本市教育委員会 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市個人情報保護条例第7条第2項第7号の規定に基づく諮問について（答申）

令和元年（2019年）7月11日付け教健発第282号による諮問については、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

熊本市立高等学校への防犯カメラの設置に伴う、個人情報の本人以外からの収集について

2 結論

本件諮問に係る個人情報の本人以外からの収集については、適当なものであることを認める。

なお、当該個人情報の収集に当たっては、次に掲げる措置をとること。

- (1) 防犯カメラの設置目的を明確に定めること。
- (2) 防犯カメラの管理責任者等の責務を明確に定めること。
- (3) 画像を利用（提供を含む。）することができる要件を明確にし、それに係る手続を定めること。
- (4) 防犯カメラの増設又は撮影範囲の変更をする場合は、あらかじめ熊本市情報公開・個人情報保護審議会に設置状況等を報告すること。

情 個 審 答 申 第 4 号
令和元年（2019年）9月13日

熊本市交通事業管理者 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市個人情報保護条例第7条第2項第7号の規定に基づく諮問について（答申）

令和元年（2019年）7月19日付け熊交運発第112号による諮問については、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

熊本市電の停留場への運行管理カメラの設置に伴う、個人情報の本人以外からの収集について

2 結論

本件諮問に係る個人情報の本人以外からの収集については、適当なものであることを認める。

なお、当該個人情報の収集に当たっては、次に掲げる措置をとること。

- (1) 運行管理カメラが作動している旨を停留場の利用者だけでなく、停留場周辺の歩行者等にも見やすい場所に表示すること。
- (2) 運行管理カメラの増設又は撮影範囲の変更をする場合は、あらかじめ熊本市情報公開・個人情報保護審議会に設置状況等を報告すること。

情 個 審 答 申 第 5 号
令和2年（2020年）3月6日

熊本市交通事業管理者 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市個人情報保護条例第7条第2項第7号の規定に基づく諮問について（答申）

令和2年（2020年）1月15日付け熊交運発第269号による諮問については、下記のとおり答申します。

記

1 諮問事項

熊本市交通局上熊本車庫等への防犯カメラの設置に伴う、個人情報の本人以外からの収集について

2 結論

本件諮問に係る個人情報の本人以外からの収集については、適当なものであることを認める。

なお、防犯カメラの増設又は撮影範囲の変更をする場合は、あらかじめ熊本市情報公開・個人情報保護審議会に設置状況等を報告すること。

情 個 審 答 申 第 6 号
令和2年（2020年）3月6日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和元年（2019年）6月21日付け、健政発第250号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

特定の社会福祉法人に係る平成25年度（2013年度）から平成29年度（2017年度）までの保育所指導監査資料の文書等開示（一部請求拒否）決定に対する審査請求について

別 紙

諮問第 1 号

答 申

第 1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示（一部請求拒否）決定（以下「本件処分」という。）において開示とした部分のうち、別表に掲げる部分については不開示とすべきであるが、その他の部分については開示が妥当である。

第 2 審査請求の経緯

- 1 平成 30 年（2018 年）7 月 27 日、開示請求者は、熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、特定の社会福祉法人（以下「審査請求人」という。）が運営する特定の保育園（以下「特定保育園」という。）に係る平成 21 年度（2009 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの保育所指導監査資料（以下「請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- 2 請求文書には、審査請求人に関する情報が含まれていることから、平成 30 年（2018 年）8 月 13 日、実施機関は、本件開示請求に係る決定の期限を延長するとともに、条例第 15 条第 1 項の規定に基づき審査請求人に対し文書等の開示請求に関する照会書を送付した。
- 3 平成 30 年（2018 年）8 月 16 日、審査請求人は、請求文書の全てについて開示されると支障が生ずる旨の意見書を提出した。
- 4 平成 30 年（2018 年）9 月 10 日、実施機関は、請求文書のうち平成 21 年度（2009 年度）から平成 24 年度（2012 年度）までの保育所指導監査資料については文書等開示請求拒否（不存在）決定を、平成 25 年度（2013 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの保育所指導監査資料（以下「本件文書」という。）については文書等開示（一部請求拒否）決定をし、開示請求者に通知した。併せて、条例第 15 条第 3 項の規定に基づき、審査請求人に対しこれらの処分をした旨を通知した。
- 5 平成 30 年（2018 年）9 月 20 日、審査請求人は、本件処分の取消を求めて、審査請求書を実施機関に提出した。なお、同日、審査請求人は、本件処分の執行停止の申立てをしており、翌 21 日、実施機関は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 25 条第 2 項の規定に基づき、本件処分に対する審査請求の裁決があるまでの間、本件処分の執行を停止する決定をした。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人が、平成30年（2018年）9月20日付け審査請求書及び同年10月12日付け補正書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求人は、特定の者から長期間にわたり、執拗な迷惑行為を受けている。当該行為は、熊本県迷惑行為等防止条例第6条の規定に違反していることから実施機関がこれに協力することは違法である。

(2) 本件開示請求に対する実施機関の判断については、個人情報とされる不開示情報の範囲が明確でなく、現時点での判断は困難であるが、以下のとおり明らかに、条例第7条第3号ア及び第4号に当たるものであるため、一切の情報を不開示とすることを求める。

ア 平成30年（2018年）8月16日に提出した「文書等の開示に関する意見書」のとおり、開示請求者は、審査請求人の経営に関わりを持つ者ではなく、単に妨害を繰り返し、それを止めさせる代償に何らかの金品や利益を得ようと長時間活動している。

イ 開示請求者は、これまで、熊本県、熊本市、合志市、熊本地方裁判所及び各関連機関で執拗な恫喝、各種のクレームを続けてきた。特に、行政機関の社会福祉、環境衛生、建築・開発及び総務部門等に押しかけ、長時間の業務妨害的行為を長年にわたり繰り返してきた。

ウ 開示請求者は、審査請求人に対しても、各種のクレームを大量の電話、FAX、メールにより繰り返し送りつけ、明らかな瑕疵がなくとも繰り返し質問し、対応者の揚げ足を取り、攻め立てて業務の妨害をしてきた。

エ 開示請求者は、時に偽名を名乗って関係者の住所や電話番号を探り当て、訪問又は電話によりデマを拡散したり、情報を入手したりした。これらの行為は、熊本県迷惑行為等防止条例に違反するものであり、その対応のために繰り返し警察が出動している。このように、開示請求者は、児童の安心と安全の確保を第一とする保育園において、園児達の恐怖心をあおり、保護者達の不安を拡大させ、また、職員達の日常業務を妨害しており、経済的、精神的被害は膨大なものになっている。

オ 平成30年（2018年）3月、以前に開示請求者から提起されていた苦情内容については、熊本県及び合志市が合同で審査請求人に瑕疵はない旨の統一見解を示したこと及び審査請求人が経営する特定保育園が別の土地に移転したことにより、当該苦情に関するクレーム活動を継続できない状況となっている。

カ 今後、熊本市から新たな情報を開示することは、たとえ一部を不開示としても開示請求者に新しいクレームテーマを提供することとなり、日々真摯に社会福祉事業を営む審査請求人と関係する職員や保護者等のまじめな市民の生活を著しく害するおそれを拡大することとなる。

2 実施機関の主張

実施機関が、平成30年（2018年）11月12日付け弁明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第7条第2号該当性

実施機関は、特定保育園の職員の氏名、年齢、給与額、給与格付け、親族関係、勤務年数、給与支払方式及び勤務時間については条例第7条第2号の個人に関する情報に当たるとして不開示としたが、その他の部分については同号の規定に該当する情報はない。

(2) 条例第7条第3号ア該当性

審査請求人は、本件文書が条例第7条第3号アの規定に該当するため全部不開示にすべきとの主張を行っている。審査請求書及び補正書を見るに、審査請求人は、開示請求者がクレームを続けてきた人物であるため、情報が開示されることで「財産権その他正当な利益」が侵害されると主張するものの、開示請求者が当該人物である証拠がない。したがって、本件文書の情報公開について、「財産権その他正当な利益」を害する蓋然性は高いとはいえないため、本件文書には同号アの規定に該当する情報はない。

ただ、特定保育園が所有している預金額及び借入金額については、専門知識のない一般市民が見ても、特定保育園の財産状況や運営状況についてどのような状況であるかははっきりと認識できる情報であり、当該情報が開示されることで、正当な利益が害されるおそれがある。したがって、当該部分のみ条例第7条第3号アの規定に該当するとして、不開示とした。

(3) 条例第7条第3号イ該当性

実施機関は、特定保育園に対する指導監査を実施するに当たり、熊本市社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査要綱第10条の規定に基づき、社会福祉法人及び社会福祉施設に、指導監査資料を指導監査実施前に提出を求めている。これは、児童福祉法第46条第1項及び社会福祉法第70条の規定に基づく検査権限を背景に指導監査資料の提出を依頼しているものであるため、「実施機関の要請を受けて、公にしないとの約束の下に、任意に提出された」とはいえず、本件文書には条例第7条第3号イの規定に該当する情報はない。

(4) 条例第7条第4号該当性

審査請求人は、開示請求者が本件文書の開示を受ければ、本件文書による情報を基に業務妨害を行うとして、条例第7条第4号の規定に該当すると主張しており、これは「財産の保護」及び「犯罪の予防」に支障が生ずるおそれがあると主張していると考えられる。

しかし、開示請求者が、業務妨害を行うおそれのある人物かどうかの証拠はなく、「財産の保護」及び「犯罪の予防」に支障が生ずる蓋然性が高いとはいえない。

以上により、本件文書には、条例第7条第4号の規定に該当する情報はない。

(5) 条例第7条第6号該当性

社会福祉施設指導監査の目的は、福祉サービス利用者の利益の保護及び社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保にある。本件文書の情報は、特定保育園の運営に係る情報であり、園児数の推移、苦情の件数等が記載されているが、当該情報が開示されたとしても、施設利用者の利益が侵害されるおそれはなく、社会福祉事業の公明かつ適正な実施に資することはあるとしても、これを侵害するということはない。したがって、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の目的が損なわれる情報には該当しない。

また、本件文書を開示した場合、園児数の推移、苦情の件数が明らかとなるが、園児数が明らかとなっても現在在籍している園児や保護者にとって何ら影響を受けることもなく、当該情報を使って審査請求人に損害賠償等の請求を行うことも考えられない。苦情についても、件数のみの記載であり、苦情の具体的内容は不明なままであることから、審査請求人にとって大きく不利益になるとはいえない。よって、特定のものに不当な利益若しくは不利益が生じる情報には該当しない。

上記のとおり本件文書が開示されたとしても、審査請求人にとって大きく不利益になることはない以上、関係当事者間の協力関係又は信頼関係が損なわれることもない。

また、実施機関が本件文書を開示したとしても、今後施設の指導監査内容が変更することは考えられず、指導監査事業は適正に執行されることから、当該事務事業の公正かつ円滑な執行に支障がある情報とはいえない。

仮に、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の目的が損なわれる情報であるか、特定の者に不当な利益若しくは不利益が生じる情報であるか、関係当事者間の協力関係若しくは信頼関係が損なわれる情報であるか、又は当該事務事業の公正かつ円滑な執行に支障がある情報に該当したとしても、上記事情から事務事業の適正な遂行に及ぼす支障の程度は、名目的なものにすぎず、実質的なものとはいえない。また、支障を及ぼすおそれについても、単なる可能性の問題にすぎず、法的保護に値する蓋然性が高いとまではいえない。

したがって、本件文書には、条例第7条第6号の規定に該当する情報はない。

- (6) これらのことから、本件文書の一部を不開示とし、それ以外の部分は開示するのが適当であったため、本件処分を行ったものである。以上のとおり、本件処分は適正に行われたものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審議会の判断

1 本件審査請求について

審査請求人は、条例第15条第1項の第三者であり、本件審査請求の対象は、本件処分により開示することとなる部分（以下「本件開示部分」という。）である。

審査請求人によれば、条例第7条第3号ア又は第4号の規定により本件開示部分の一切を不開示とするよう求めているが、本件審査請求の趣旨に鑑み、当該規定以外の不開示情報の該当性についても検討することとする。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件開示部分について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った本件処分の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性

審査請求人及び実施機関の主張を踏まえ、不開示情報の該当性について検討する。

(1) 条例第7条第2号該当性

条例第7条第2号の規定は、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は他の情報と照合することにより識別され得るものを原則として不開示情報にすることを定めたものである。

先述のとおり、実施機関は、特定保育園の職員の氏名、年齢、給与額、給与格付け、親族関係、勤務年数、給与支払方式及び勤務時間については条例第7条第2号の規定に当たるとして不開示としているが、当審議会が本件開示部分を見分した結果、それらの情報に加え、以下の情報についても、同号の規定に基づき不開示とすべきである。

ア 保育所の全経験年数について

実施機関は、保育所の全経験年数を全て開示しているが、これを開示すると、全経験年数が短い職員はもちろんのこと、職員の年齢を類推させることからして、当該情報は他の情報と照合することにより特定の個人が識別され得る情報であるといえる。

イ 扶養手当について

実施機関は、扶養手当の支給額の記載がある部分について条例第7条第2号の規定に基づき不開示としているが、記載のない部分については全て開示している。

しかしながら、当該記載のない部分についても、開示することで、記載のある職員の家族関係を類推し得ることから、当該情報は他の情報と照合することにより特定の個人が識別され得る情報であるといえる。

(2) 条例第7条第3号ア該当性

条例第7条第3号アの規定は、法人等及び事業を営む個人の事業上の利益を保護するため、開示することにより、これらの者の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある情報を不開示とすることを定めたものである。

「競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある」情報とは、生産技術上のノウハウに関する情報、営業上又は販売上のノウハウに関する情報、経営方針、経理、人事等の内部管理に関する情報及び社会的評価、社会的信用等に関する情報等のことをいう。

先述のとおり、実施機関は、特定保育園が所有している預金額及び借入金額について条例第7条第3号アの規定に当たるとして不開示としているが、当審議会が本件開示部分を見分した結果、それらの情報に加え、以下の情報についても、同号アの規定に基づき不開示とすべきである。

ア 借地の所有者及び賃借料並びに借地駐車場の賃貸人氏名及び借地料について

実施機関は、借地の所有者及び賃借料並びに借地駐車場の賃貸人氏名及び借地料を開示しているが、これらの情報を開示すると、特定保育園、借地の所有者及び借地駐車場の賃貸人の取引関係についての情報、すなわち、営業上のノウハウに関する情報が明らかとなることから、当該情報はこれらの者の競争上の地位を害するおそれがあるものといえる。

イ 嘱託医手当について

実施機関は、嘱託医手当を全て開示しているが、これを開示すると、特定保育園及び嘱託医の取引関係についての情報、すなわち、営業上のノウハウに関する情報が明らかとなるため、当該情報はこれらの者の競争上の地位を害するおそれがあるものといえる。

ウ 賠償保険等の加入状況に係る保険会社名について

実施機関は、賠償保険等の加入状況に係る保険会社名を全て開示しているが、これを開示すると、特定保育園の取引関係についての情報、すなわち、営業上のノウハウに関する情報についての情報が明らかとなるため、当該情報は特定保育園の競争上の地位を害するおそれがあるものといえる。

エ 委託契約等に係る業者名及び金額について

実施機関は、委託契約に係る委託業者名及び契約金額（年額）を全て開示しているが、これらの情報を開示すると、特定保育園及び委託業者の取引関係についての情報、すなわち、営業上のノウハウに関する情報が明らかとなることから、当該情報は特定保育園及び委託業者の競争上の地位を害するおそれがあるものといえる。

同様に、実施機関は、リース・レンタル契約に係るリース業者名及び契約金額（年額）を、修繕等の施工に係る施工業者及び施工金額を、物品等の購入に係る業者名及び金額を全て開示しているが、これらの情報についても、開示することで、特定保育園及びこれらの業者の競争上の地位を害するおそれがあるものといえる。

(3) 条例第7条第4号該当性

条例第7条第4号の規定は、公共の安全と秩序の維持を確保する観点から、開示することにより、人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防及び捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報を不開示とすることを定めている。

審査請求人は、上述のとおり、開示請求者は審査請求人や行政機関等に対し執拗なクレーム活動を繰り返しており、本件文書を開示することになれば、それを基に更なるクレーム活動を助長し審査請求人等の生活を著しく害するおそれを拡大させる旨を主張している。

しかしながら、条例第7条第4号の規定は、本件文書の内容自体が「人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防及び捜査その他公共の安全及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがある情報」に該当することが要件となっており、当審議会において本件開示部分を見分したところ、同号の規定に該当する情報が含まれているとは認められなかった。

以上より、本件開示部分には条例第7条第4号の規定により不開示とすべき部分はないものというべきである。

(4) その他の条例第7条各号該当性

実施機関は、本件文書中の情報が条例第7条第3号イ及び第6号の規定に該当しないことを主張している。当審議会において本件開示部分を見分したところ、実施機関が主張するとおり、これらの規定に該当する情報が含まれているとは認められなかった。

以上のほか、本件開示部分には、その他の条例第7条各号の規定に該当する情報が含まれているとは認められなかった。

よって、本件開示部分にはこれらの規定により不開示とすべき部分はないものというべきである。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田 道夫
会長職務代理者		魚住 弘久
委	員	岩橋 浩文
委	員	河津 典和
委	員	北野 誠

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和元年（２０１９年） ６月２４日	熊本市長から諮問（令和元年（２０１９年）６月 ２１日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。
令和元年（２０１９年） ７月５日	諮問の審議を行った。
令和元年（２０１９年） ９月１３日	諮問の審議を行った。
令和元年（２０１９年） １０月４日	諮問の審議を行った。
令和元年（２０１９年） １１月１日	諮問の審議を行った。
令和元年（２０１９年） １２月１３日	諮問の審議を行った。
令和２年（２０２０年） １月１０日	答申案の審議を行った。
令和２年（２０２０年） ２月７日	答申案の審議を行った。
令和２年（２０２０年） ３月６日	答申案の審議を行った。

別表 不開示とすべき部分

対象となる文書等	該当頁	不開示とすべき部分
平成25年度保育所 指導監査資料	1 頁	1 施設の概況 (2) 土地・建物設備の状況のうち、借地の所有者名及び借地料平成24年度の年額
		1 施設の概況 (3) 送迎用駐車場の状況(再掲)のうち、借地料平成24年度の年額及び賃貸人氏名
	8 頁	9 職員配置等の状況 (1) 職員配置等現況調の表中、保育所の全経験年数の欄及び扶養手当の欄の記載のない部分の全て
	1 1 頁	1 2 嘱託医の状況の表中、嘱託医手当(平成24年度総支給額)の欄の全て
		1 3 賠償保険等の加入状況の表中、保険会社名の欄の1行目及び2行目
	1 7 頁	1 9 会計経理関係 (4) 委託契約締結状況調の表中、委託業者名の欄及び契約金額(年額)の欄の1行目から6行目まで
		1 9 会計経理関係 (5) リース・レンタル契約締結状況調(10万円以上)の表中、リース業者名の欄及び契約金額(年額)の欄の1行目から5行目まで
	1 8 頁	1 9 会計経理関係 (6) 修繕等施工状況調(10万円以上)の表中、施工業者の欄及び施工金額の欄の1行目
平成26年度保育所 指導監査資料	1 頁	1 施設の概況 (2) 土地・建物設備の状況のうち、借地の所有者名及び借地料平成24年度の年額
		1 施設の概況 (3) 送迎用駐車場の状況(再掲)のうち、借地料平成24年度の年額及び賃貸人氏名
	8 頁	9 職員配置等の状況 (1) 職員配置等現況調の表中、保育所の全経験年数の欄及び扶養手当の欄の記載のない部分の全て

	1 1 頁	1 2 嘱託医の状況の表中、嘱託医手当（平成 2 5 年度総支給額）の欄の全て
		1 3 賠償保険等の加入状況の表中、保険会社名の欄の 1 行目及び 2 行目
	1 7 頁	1 9 会計経理関係 （4） 委託契約締結状況調の表中、委託業者名の欄及び契約金額（年額）の欄の 1 行目から 6 行目まで
		1 9 会計経理関係 （5） リース・レンタル契約締結状況調（1 0 万円以上）の表中、リース業者名の欄及び契約金額（年額）の欄の 1 行目から 6 行目まで
	1 8 頁	1 9 会計経理関係 （6） 修繕等施工状況調（1 0 万円以上）の表中、施工業者の欄及び施工金額の欄の 1 行目及び 2 行目
		1 9 会計経理関係 （7） 物品等購入状況調（1 0 万円以上）の表中、業者名の欄及び金額の欄の 1 行目から 3 行目まで
平成 2 7 年度保育所 指導監査資料	1 頁	1 施設の概況 （2） 土地・建物設備の状況のうち、借地の所有者名及び借地料平成 2 6 年度の年額
		1 施設の概況 （3） 送迎用駐車場の状況（再掲）のうち、借地料平成 2 6 年度の年額及び賃貸人氏名
	8 頁	9 職員配置等の状況 （1） 職員配置等現況調の表中、保育所の全経験年数の欄及び扶養手当の欄の記載のない部分の全て
	1 2 頁	1 5 嘱託医の状況の表中、嘱託医手当（平成 2 6 年度総支給額）の欄の全て
		1 6 賠償保険等の加入状況の表中、保険会社名の欄の 1 行目及び 2 行目
	1 8 頁	2 1 会計経理関係 （4） 委託契約締結状況調の表中、委託業者名の欄及び契約金額（年額）の欄の全て

		2 1 会計経理関係 (5) リース・レンタル契約締結状況調 (10 万円以上) の表中、リース業者名の欄及び契約金額 (年額) の欄の 1 行目から 4 行目まで
	1 9 頁	2 1 会計経理関係 (7) 物品等購入状況調 (10 万円以上) の表中、業者名の欄及び金額の欄の 1 行目及び 2 行目
平成 2 8 年度保育所 指導監査資料	1 頁	1 施設の概況 (2) 土地・建物設備の状況のうち、借地料平成 2 7 年度の年額
		1 施設の概況 (3) 送迎用駐車場の状況 (再掲) のうち、借地料平成 2 7 年度の年額及び賃貸人氏名
	8 頁	9 職員配置等の状況 (1) 職員配置等現況調の表中、保育所の全経験年数の欄及び扶養手当の欄の記載のない部分の全て
	1 2 頁	1 5 嘱託医の状況の表中、嘱託医手当 (平成 2 7 年度総支給額) の欄の全て
	1 8 頁	2 1 会計経理関係 (4) 委託契約締結状況調の表中、委託業者名の欄及び契約金額 (年額) の欄の全て
		2 1 会計経理関係 (5) リース・レンタル契約締結状況調 (10 万円以上) の表中、リース業者名の欄及び契約金額 (年額) の欄の 1 行目から 5 行目まで
	1 9 頁	2 1 会計経理関係 (7) 物品等購入状況調 (10 万円以上) の表中、業者名の欄及び金額の欄の全て
平成 2 9 年度保育所 指導監査資料	1 頁	1 施設の概況 (2) 土地・建物設備の状況のうち、借地の所有者名及び借地料平成 2 8 年度の年額
		1 施設の概況 (3) 送迎用駐車場の状況 (再掲) のうち、借地料平成 2 8 年度の年額及び賃貸人氏名
	8 頁	9 職員配置等の状況 (1) 職員配置等現況調の表中、保育所の全経験年数の欄の全て

13頁	15 嘱託医の状況の表中、嘱託医手当 (平成28年度総支給額)の欄の全て
19頁	21 会計経理関係 (4) 委託契約締結状況調の表中、委託業者名の欄及び契約金額(年額)の欄の全て
	21 会計経理関係 (5) リース・レンタル契約締結状況調(10万円以上)の表中、リース業者名の欄及び契約金額(年額)の欄の1行目から6行目まで
20頁	21 会計経理関係 (6) 修繕等施工状況調(10万円以上)の表中、施工業者の欄及び施工金額の欄の1行目
	21 会計経理関係 (7) 物品等購入状況調(10万円以上)の表中、業者名の欄及び金額の欄の1行目から7行目まで

備考

この表の不開示とすべき部分には、単位(年、月)及び通貨単位(円)を含まない。

情 個 審 答 申 第 7 号
令和2年（2020年）3月6日

熊本市長 様

熊本市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 澤 田 道 夫

熊本市情報公開条例第18条の規定に基づく諮問について（答申）

令和元年（2019年）6月21日付け、健政発第251号により諮問を受けました下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

特定の社会福祉法人に係る平成28年度（2016年度）及び平成29年度（2017年度）の社会福祉法人指導監査資料及び指導監査結果の文書等開示（一部請求拒否）決定に対する審査請求について

別 紙

諮問第 2 号

答 申

第 1 審議会の結論

熊本市長（以下「実施機関」という。）の行った文書等開示（一部請求拒否）決定（以下「本件処分」という。）において開示とした部分のうち、別表に掲げる部分については不開示とすべきであるが、その他の部分については開示が妥当である。

第 2 審査請求の経緯

- 1 平成 30 年（2018 年）12 月 21 日、開示請求者は、熊本市情報公開条例（以下「条例」という。）第 10 条第 1 項の規定に基づき、特定の社会福祉法人（以下「審査請求人」という。）に係る平成 27 年度（2015 年度）から平成 30 年度（2018 年度）までの指導監査資料及び指導監査結果（以下「請求文書」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）をした。
- 2 請求文書には、審査請求人に関する情報が含まれていることから、平成 31 年（2019 年）1 月 7 日、実施機関は、本件開示請求に係る決定の期限を延長するとともに、条例第 15 条第 1 項の規定に基づき審査請求人に対し文書等の開示請求に関する照会書を送付した。
- 3 平成 31 年（2019 年）1 月 10 日、審査請求人は、請求文書の全てについて開示されると支障が生ずる旨の意見書を提出した。
- 4 平成 31 年（2019 年）1 月 17 日、実施機関は、請求文書のうち平成 27 年度（2015 年度）及び平成 30 年度（2018 年度）の指導監査資料及び指導監査結果については文書等開示請求拒否（不存在）決定を、平成 28 年度（2016 年度）及び平成 29 年度（2017 年度）の指導監査資料及び指導監査結果（以下「本件文書」という。）については文書等開示（一部請求拒否）決定をし、開示請求者に通知した。併せて、条例第 15 条第 3 項の規定に基づき、審査請求人に対し本件処分をした旨を通知した。
- 5 平成 31 年（2019 年）1 月 28 日、審査請求人は、本件処分の取消を求めて、審査請求書を実施機関に提出した。なお、同日、審査請求人は、本件処分の執行停止の申立てをしており、同月 30 日、実施機関は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 25 条第 2 項の規定に基づき、本件処分に対する審査請求の裁決があるまでの間、本

件処分の執行を停止する決定をした。

第3 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人が、平成31年（2019年）1月28日付け審査請求書で主張した内容は、おおむね次のとおりである。

審査請求人は、特定の者から長期間にわたり執拗な迷惑行為を受けており、当該行為は熊本県迷惑行為等防止条例第6条の規定に違反している。本件文書を開示すると当該行為に協力し、助長することになるため違法である。

2 実施機関の主張

実施機関が、平成31年（2019年）3月12日付け弁明書において主張した内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 条例第7条第2号該当性

実施機関は、本件文書中に記載されている個人名、年齢、性別、住所、職業、職名及び親族関係については条例第7条第2号の規定の個人に関する情報に該当し、特定の個人が識別され得るものに当たるとして不開示としたが、その他の部分については同号の規定に該当する情報はない。

(2) 条例第7条第3号ア該当性

実施機関は、法人の預金等の状況及び借入金の状況については条例第7条第3号の規定の法人その他団体に関する情報に該当し、法人の預金額及び借入金額については、専門知識のない一般市民が見ても、法人の財産状況や運営状況について、どのような状況であるかはつきり認識できる情報であり、当該情報が開示されることで、審査請求人の正当な利益が害されるおそれがある。したがって、当該部分のみ同号アの規定に当たるとして不開示としたが、その他の部分については当該規定に該当する情報はない。

(3) 条例第7条第3号イ該当性

実施機関は、社会福祉法人に対する指導監査を実施するに当たり、熊本市社会福祉法人及び社会福祉施設指導監査要綱第10条の規定に基づき、社会福祉法人に、指導監査資料の提出を指導監査の実施前に求めている。これは、社会福祉法第56条第1項の規定に基づく検査権限を背景に指導監査資料の提出を依頼しているものであるため、「任意に提出された」とはいえない。

よって、本件文書には、条例第7条第3号イの規定に該当する情報はない。

(4) 条例第7条第4号該当性

審査請求人は、開示請求者が本件文書の開示を受ければ、本件文書の情報を基に業務妨害を行うとして、条例第7条第4号の規定に該当すると主張しており、これは、「財産の保護」及び「犯罪の予防」に支障が生ずるおそれがあると主張しているもの

と考えられる。

しかし、開示請求者が、業務妨害を行うおそれのある人物かどうかは証拠がなく、「財産の保護」及び「犯罪の予防」に支障が生ずる蓋然性が高いとはいえない。

よって、本件文書には、条例第7条第4号の規定に該当する情報はない。

(5) 条例第7条第6号該当性

社会福祉法人に対する指導監査事業の目的は、法人の自主性及び自律性を尊重し、法令又は通知等に定められた法人として遵守すべき事項について運営実態の確認を行うことによって、適正な法人運営と社会福祉事業の健全な経営を図るものである。本件文書は、社会福祉法人に対する指導監査結果及び指導監査資料であり、これが開示されたとしても、上記指導監査事業の目的が損なわれることはない。したがって、当該事務事業又は将来の同種の事務事業の目的が損なわれる情報には該当しない。

また、指導監査結果には、社会福祉法人に対する指摘事項が記載されている。指導監査結果のうち文書指摘事項については、以前に熊本市のホームページにて公表しており、文書等開示決定により新たに公開するわけではないことから、社会福祉法人の利益を大きく侵害することはない。指導監査結果のうち口頭指摘事項については、ホームページ等では公表しないものの、社会福祉関係法令、最低基準又は通知等の違反の程度が軽微である事項を指摘するものであることから、これを文書等開示決定により公表したとしても社会福祉法人にとって大きく不利益になるとはいえない。指導監査資料においては、条例第7条第2号及び第3号の規定により不開示の対象となる情報を除き理事会の議題等が記載されているが、議題のみの記載であり、議題における議論の具体的内容は不明なままであることから、審査請求人にとって大きく不利益になるとはいえない。よって、特定の者に不当な利益若しくは不利益が生じる情報には該当しない。

上記のとおり本件文書が開示されたとしても、審査請求人にとって大きく不利益になることはない以上、関係当事者間の協力関係又は信頼関係が損なわれることもない。

実施機関が本件文書を開示したとしても、今後法人の指導監査内容が変更することは考えられず、指導監査事業は適正に執行されることから、当該事務事業の公正かつ円滑な執行に支障がある情報とはいえない。

仮に、本件文書の情報が当該事務事業又は将来の同種の事務事業の目的が損なわれる情報、特定の者に不当な利益若しくは不利益が生じる情報、関係当事者間の協力関係若しくは信頼関係が損なわれる情報又は当該事務事業の公正かつ円滑な執行に支障がある情報に当たるとしても、上記事情から事務事業の適正な遂行に及ぼす支障の程度は、名目的なものにすぎない。また、支障を及ぼすおそれについても、単なる可能性の問題にすぎず、法的保護に値する蓋然性が高いとまではいえない。

したがって、本件文書には、条例第7条第6号の規定に該当する情報はない。

(6) これらのことから、本件文書の一部を不開示とし、それ以外の部分は開示するの

が適当であったため、本件処分を行ったものである。以上のとおり、本件処分は適正に行われたものであるから、本件審査請求は棄却されるべきである。

第4 審議会の判断

1 本件審査請求について

審査請求人は、条例第15条第1項の第三者であり、本件審査請求の対象は、本件処分により開示することとなる部分（以下「本件開示部分」という。）である。

審査請求人及び実施機関の主張から思料するに、審査請求人は、条例第7条第4号の規定により本件開示部分の一切を不開示とするよう求めているものと考えられるが、本件審査請求の趣旨に鑑み、当該規定以外の不開示情報の該当性についても検討することとする。

2 判断に当たっての基本的な考え方

本件審査請求に係る判断は、本件開示部分について、条例、関係法令、関係資料等を総合的に勘案し、開示決定時を基準時として、実施機関が行った本件処分の妥当性を判断したものである。

また、当審議会は、条例に基づき本件処分の妥当性を判断するものであり、事業等の是非については判断しない。

3 本件処分の妥当性

審査請求人及び実施機関の主張を踏まえ、不開示情報の該当性について検討する。

(1) 条例第7条第3号ア該当性

条例第7条第3号アの規定は、法人等及び事業を営む個人の事業上の利益を保護するため、開示することにより、これらの者の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある情報を不開示とすることを定めたものである。

「競争上の地位、財産権その他正当な利益を害するおそれがある」情報とは、生産技術上のノウハウに関する情報、営業上又は販売上のノウハウに関する情報、経営方針、経理、人事等の内部管理に関する情報及び社会的評価、社会的信用等に関する情報等のことをいう。

先述のとおり、実施機関は、法人の預金等の状況及び借入金の状況並びに法人の預金額及び借入金額について条例第7条第3号アの規定に当たるとして不開示としているが、当審議会が本件開示部分を見分した結果、それらの情報に加え、以下の情報についても、同号アの規定に基づき不開示とすべきである。

ア 借地料年額について

実施機関は、借地料年額を全て開示しているが、これを開示すると、特定保育園及び当該借地の貸主の取引関係についての情報、すなわち営業上のノウハウに関する情報が明らかとなるため、当該情報はこれらの者の競争上の地位を害するおそれがある

ものといえる。

以上より、借地料年額については、条例第7条第3号アの規定に該当し不開示とすべきである。

(2) 条例第7条第4号該当性

条例第7条第4号の規定は、公共の安全と秩序の維持を確保する観点から、開示することにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防及び捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報を不開示とすることを定めている。

先のとおり、審査請求人は、条例第7条第4号の規定に基づき本件開示部分を不開示とすべき旨を主張しているものと考えられるが、同号の規定は、本件文書の内容自体が「人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防及び捜査その他公共の安全及び秩序の維持に支障を生ずるおそれがある情報」に該当することが要件となっており、当審議会において本件開示部分を見分したところ、同号の規定に該当する情報が含まれているとは認められなかった。

以上より、本件開示部分には条例第7条第4号の規定により不開示とすべき部分はないものというべきである。

(3) その他の条例第7条各号該当性

実施機関は、本件文書中の情報が条例第7条第3号イ及び第6号の規定に該当しないことを主張している。当審議会において本件開示部分を見分したところ、実施機関が主張するとおり、これらの規定に該当する情報が含まれているとは認められなかった。

以上のほか、本件開示部分には、その他の条例第7条各号の規定に該当する情報が含まれているとは認められなかった。

よって、本件開示部分にはこれらの規定により不開示とすべき部分はないものというべきである。

4 結論

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

熊本市情報公開・個人情報保護審議会

会	長	澤田	道夫
会長職務代理者		魚住	弘久
委	員	岩橋	浩文
委	員	河津	典和
委	員	北野	誠

[参考]

審議会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和元年（２０１９年） ６月２４日	熊本市長から諮問（令和元年（２０１９年）６月 ２１日付け）を受けた。 熊本市長から審査請求書の写しを受理した。 熊本市長から弁明書の写しを受理した。
令和元年（２０１９年） ７月５日	諮問の審議を行った。
令和元年（２０１９年） ９月１３日	諮問の審議を行った。
令和元年（２０１９年） １０月４日	諮問の審議を行った。
令和元年（２０１９年） １１月１日	諮問の審議を行った。
令和元年（２０１９年） １２月１３日	諮問の審議を行った。
令和２年（２０２０年） １月１０日	答申案の審議を行った。
令和２年（２０２０年） ２月７日	答申案の審議を行った。
令和２年（２０２０年） ３月６日	答申案の審議を行った。

別表 不開示とすべき部分

対象となる文書等	該当頁	不開示とすべき部分
平成２８年度社会福祉法人指導監査資料	８頁	７ 資産（土地・建物）等の状況の表中、 借地料年額
平成２９年度社会福祉法人指導監査資料	１３頁	１１ 資産（土地・建物）等の状況の表中、 借地料年額

備考

この表の不開示とすべき部分には、通貨単位（円）を含まない。

熊本市の情報公開と個人情報保護

令和元年度（2019 年度）運用状況報告書

発行 令和 2 年 1 1 月

編集 熊本市総務局行政管理部法制課
情報公開窓口

〒860-8601 熊本市中央区手取本町 1 番 1 号